

平成 27 年度第 1 回富里市国民健康保険運営協議会会議録

招集年月日	平成 27 年 4 月 23 日		
招集の場所	富里中央公民館 2 階 研修室		
開会・閉会 の 時 間	開会 平成 27 年 4 月 23 日 14 時 閉会 平成 27 年 4 月 23 日 14 時 27 分		
◎会長 ○会長職務代理	氏 名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	○	
	田中 章三	○	
	我妻 道生	欠	有
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席 した者の職氏名	国保年金課長 栗原 智彦		
	国保年金課副主幹 岩舘 進		
	国保年金課主査 秋葉 忍		
職務のため出席 した者の職氏名	健康福祉部長 尾崎 正尚		
	国保年金課主事 坂野 達郎		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成 27 年度第 1 回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 27 年 4 月 23 日 (木)

午後 2 時 00 分～

場 所 富里中央公民館 2 階 研修室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

専決処分(富里市国民健康保険税条例の一部改正)の承認
を求めることについて

採決 全員賛成

4 その他

次回会議予定

事務局(案) 平成 27 年 8 月 6 日(木) 午後

※開催する場合は事前に通知します。

6 閉 会

○委員の意見 ⇒ 市の説明

議題

専決処分（富里市国民健康保険税条例の一部改正）の承認を求めることについて

⇒ 地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日（同年4月1日から施行）に公布され、富里市国民健康保険税条例において国民健康保険の軽減措置などの所要の改正を行ったものとございます。

条例第24条第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改めるものです。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を24万5千円から26万円に改めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を45万円から47万円に改める。

○事務局よりご説明いただきました均等割と平等割の影響額というのは基準の額であるか。

⇒あくまでベースになっているのが平成26年の課税を前提に試算をしている数字であり、お手元の資料にあります数字は税額になります。

○こちらの数字は全国一律の数字であるか。

⇒改正の根拠としては、地方税法の改正をうけて国が示しており、その中で基盤安定などの制度が動いておりますので、全国一律でございます。

○採決に移ります。

議題の専決処分（富里市国民健康保険税条例の一部改正）について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員です。よって承認されました。

次回会議日程

8月6日（木）午後開催予定